

監査公表第1号
平成28年2月17日

周南市監査委員 山下敏彦
周南市監査委員 田村勇一

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成28年2月5日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成28年2月17日に議会報告を済ましたことから、今回の公表となりました。）

1 監査の対象

競艇事業局

競艇管理課、競艇事業課

2 監査の範囲

平成27年4月から平成27年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成27年12月1日から平成28年2月5日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

競艇管理課

(1) 共通的事項

- ア 旅行命令について、競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていなかったものがあった。
- イ 旅行命令について、旅費の算定に誤りのあるものがあった。
- ウ 特殊勤務手当支給に伴う勤務実績の管理について、特殊勤務等実績簿と勤休管理システムの内容が異なっているものがあった。

競艇事業課

(1) 共通的事項

- ア 旅行命令について、競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていなかったものがあった。
- イ 旅行命令について、旅費の算定に誤りのあるものがあった。
- ウ 特殊勤務手当支給に伴う勤務実績の管理について、特殊勤務等実績簿と勤休管理システムの内容が異なっているものがあった。
- エ 決裁者が不在の場合の決裁について、代決権を有しない職位にある者が代決しているものがあった。

(2) 支出事務

- ア 検査調書の受理について、競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(3) 契約事務

- ア 競艇事業局会計規程に基づく見積書の徴取がされていないものがあつた。